

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年11月29日 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県錦江町大根占港 大根占港北防波堤灯台から真方位285°900m付近 (概位 北緯31°15.3′ 東経130°46.7′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、係留中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年12月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3m未満） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、波向 南西、潮汐 上げ潮の中央期、 水温 約22℃ 鹿児島県肝属地域には、令和4年11月28日16時18分に強 風、波浪及び雷注意報が、29日07時04分に大雨注意報がそれぞ れ発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、大根占港内西部の複数のブイが設置されている海域を航行し、船首を南西方に向けて前方のブイに船首部から約20mの係留索を、後方のブイに船尾部から約20mの係留索をそれぞれ取り、船外機を停止した状態で係留して釣りを始めた。</p> <p>操縦者は、その後、風が強まり波が高くなってきたので、帰航の準備を始め、船尾部の係留索を外した後、船首部の係留索を外す目的で、船首側に移動して中腰の姿勢で船首船縁越しに係留索を引き寄せようとしたところ、本船が船首側に傾斜して船首方から船縁を越えて海水が流入し、滞留して左舷側に転覆した。</p> <p>固型式救命胴衣を着用していた操縦者は、海に投げ出されたものの、転覆した本船の船外機に足を掛けて自力で本船の船底に上がり、携帯電話が濡れて使用できない状態だったので、船底上で救助を待つこととした。</p> <p>操縦者から釣りに出掛けると聞いていた操縦者の知人は、操縦者の携帯電話に電話をかけたが繋がらず、風が強くなったので安否が心配になり、110番通報した。</p> <p>操縦者は、警察署から連絡を受けた海上保安庁の巡視艇により発見</p>

	<p>されて救助された後、大根占港の岸壁まで運ばれた。</p> <p>操縦者は、本事故の前日に天気予報を確認していたが、強風、波浪等の注意報が発表されていることは知らなかった。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約20cmであった。</p>
分析	<p>本船は、強風及び波浪等の注意報が発表され、風力3の南西風及び波高約0.6mの波がある状況下、船首を南西方に向けて係留中、操縦者が、係留索を外そうとした際、船首側に移動して中腰の姿勢となって重心が船首側に偏ったことから、船体が船首側に傾斜して船首方から船縁を越えて海水が流入し、滞留して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、強風及び波浪等の注意報が発表され、風力3の南西風及び波高約0.6mの波がある状況下、本船が船首を南西方に向けて係留中、操縦者が、係留索を外そうとした際、船首側に移動して中腰の姿勢となって重心が船首側に偏ったため、船体が船首側に傾斜して船首方から船縁を越えて海水が流入し、滞留して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さいことを考慮し、天気予報を十分に確認し、気象及び海象の状況に応じて出航を中止すること。 ・ミニボートの操縦者は、乗船位置や姿勢の変化による重心の移動に注意して船体が傾かないようにすること。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートは重心の偏りで傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。 ・ミニボートの操縦者は、緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくこと。